

富山労働局発表  
令和3年9月1日

報道関係者 各位

【照会先】

富山労働局労働基準部賃金室  
室長 川倉健嗣  
室長補佐 山岸恭子  
(電話) 076-432-2735

## 富山県（地域別）最低賃金が改定されます

～令和3年10月1日（金）から時間額877円に～

- 富山労働局長（杉<sup>すぎ</sup>良<sup>りょうた</sup>太）は、本日、富山県最低賃金（現行：時間額849円）を令和3年10月1日（金）から時間額877円に改定する旨決定しました。  
引上げ額（28円）及び引上げ率（3.30%）は最低賃金額が時間額のみで表示されるようになった平成14年以降最大で、最低賃金額（時間額）も過去最高となります。
- 富山県最低賃金は、年齢や雇用形態（正社員、パート、アルバイト等）にかかわらず、富山県内の事業場で働く全ての労働者（約45万人）に適用されるもので、県内労働者の労働条件の確保・改善に大きな役割を果たしています。
- 富山労働局では、「働き方改革推進支援センター富山」を開設し、働き方改革に取り組む事業主の皆さんへの総合的な支援や、業務改善助成金を始めとした各種助成金の活用に関する相談等への支援を実施しております。

働き方改革推進支援センター富山

富山市赤江町1-7 富山県中小企業研修センター4階

電話：0800-200-0836 メールアドレス：[hk16@mb.langate.co.jp](mailto:hk16@mb.langate.co.jp)